

社会福祉法人 南城市社会福祉協議会
役員・各種委員等の報酬、謝礼金及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南城市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の役員及び各種委員等の報酬、謝礼金及び費用弁償に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(役員手当)

第2条 会長、副会長の手当は次のとおり支給する。

(1) 会長 (月額) 45,000円

(2) 副会長 (月額) 35,000円

(費用弁償)

第3条 理事会、評議員会、各種委員会等に出席した者には次のとおり費用弁償を支給する。

(1) 理事、監事、評議員 日当 3,000円

(2) 各種委員会委員 日当 3,000円

(3) 特別委員は、会長がその都度諸般の事情を考慮して決める。

2 監査を行った場合の監事の費用弁償は10,000円とする。

(講師謝礼金)

第4条 本会が開催する研修会、講習会等の講師には謝礼金を支給する。

2 前項の謝礼金の支給額は、「社会福祉法人南城市社会福祉協議会研修会等における謝礼金の支払基準表」に基づいて、その都度会長が諸般の事情を考慮して決める。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃については、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年6月27日より施行する。